

- ・無期転換ルール、定年後継続雇用の特例は認定済みですか？
- ・自然災害により事業所を休業した場合、休業手当支払いは必要？

無期転換ルール、定年後継続雇用の特例は認定済みですか？

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2024年4月以降、有期労働契約者に対して「無期転換申込権」が発生する契約の更新時に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を明示することが必要です。

これについて、定年後継続雇用している有期契約労働者も、労働局の特例認定を受けていない場合は対象となります。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できるルールで、原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方が対象です。

無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(労働協約、就業規則、個々の労働契約等)がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。

継続雇用の高齢者の特例

無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、適切な雇用管理に関する計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局長の認定を受けると、**無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。**

※対象となる労働者： **定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者**



自然災害により事業所を休業した場合、休業手当支払いは必要？

昨今、地震や洪水など、自然災害が多いですね。

もし自然災害で事業所を休業したら、休業手当の支払いは必要でしょうか。



①

天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、以下2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

災害により、事業場の施設・設備が直接的被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、**原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しない**と考えられます。



②

では、事業所は被害はなかったけど、従業員が災害により出勤できなかった場合は、賃金支払いは必要でしょうか。



③

労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤できなかった場合の賃金の支払について定めがある場合は、それに従う必要があります。また、例えば、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。

このような定めがない場合でも、労働者の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、**労働者の不利益をできる限り回避するように努力することが大切です。**



④

そうなんです。就業規則を確認してみます。ところで、従業員が仕事中に地震に遭遇してケガをしたら労災保険は適用されますか。



⑤

従業員が仕事中に地震に遭い、ケガをした(死亡した)場合には、通常、**業務災害として労災保険給付を受けることができます。**これは、地震によって建物が倒壊する等という危険な環境下で仕事をしていただと認められるからです。なお、従業員が通勤中に地震に遭った場合や避難所等からの通勤途上でケガをした場合も、途中で逸脱・中断した場合等を除き、**通勤災害として労災保険給付を受けることができます。**



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2024.01.19

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG